

水防法改正（H27年5月）について

1 想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に拡充

・現行は河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充。

2 内水・高潮に係る浸水想定区域の創設

・想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度を創設。

3 内水・高潮に関する水位周知制度を創設

・相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道・海岸について、特別警戒水位を設定し、水位情報を周知する制度を創設。

4 下水道管理者と連携した、内水に対する水防活動の推進

・下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付け。

5 地下街等の避難確保計画・浸水防止に係る制度の拡充

・市町村地域防災計画書へ各浸水想定区域ごとに記載する地下街等には、建設予定・建設中も対象に追加。

・計画作成時に接続ビル等の意見を聴取。